

# R2 多治見市まちづくり活動補助金応募要項 (ソフト事業)

～次世代に引き継ぐ「多治見らしさ」～

まるごと元気！多治見

## 1. 目的

まちづくりを行う団体やグループの創意と工夫にあふれた自主的、主体的な事業に対して補助金を交付することにより、市民等のまちづくり活動が活発になることを目的にします。

## 2. 対象

次の要件をすべて満たす団体・グループです。

- 多治見市内に主な活動場所を有し、構成メンバーの数が3人以上であること。
- 応募する事業を責任持って運営、実施し、終了後所定の実施報告ができること。
- 政治、宗教、営利を目的としていないこと。

## 3. 補助内容

### (1) 補助金の額

補助対象となる経費からその事業による収益(※)及び国、県等の制度による助成金を除いた額の 1/2以内 (補助対象となる経費が 10万円以上、補助限度額は 50万円) です。

※・・・例えば、入場券の売上収入など、その事業によって得た収入のことです。

#### 【注意点】

- ◆補助対象経費が申請時よりも減額となった場合は、補助額を減額する場合があります。
- ◆逆に申請時よりも増額となった場合は、当初の決定額を超えた分は補助対象とはなりません。
- ◆協賛金の額が補助対象経費から収益等を除いた額の2分の1を超えた場合、超えた分は補助額から減額します。
- ◆補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

### (2) 補助対象経費

- 事業を行うのに必要な実費 (材料費、印刷費、資料代、通信運搬費、会場使用料など)
- 事業に必要な道具、資材の購入及び修繕の経費
- 事業に必要な講師や専門家に対する謝礼 など

以下のような経費は対象となりません。

- 家賃、人件費及び食糧費などの団体運営に要する経費等、団体・グループを維持するための経費(※)

※・・・設立1年未満の団体・グループについては、人件費及び食糧費を除く団体運営に要する経費も補助対象になります。

### (3) 補助対象事業

令和2(2020)年4月1日から令和3(2021)年3月31日までの1年間に市内で実施する事業で、次の内容をそなえた創意と工夫にあふれた自主的、主体的なまちづくり事業に対して補助します。

- 地域活性化に関する事業
- 地域社会の健全化に役立つ事業
- 人と人との交流を促進する事業

#### 〈参考〉令和元年度補助対象事業

事業名	事業概要
虎溪山文化の森プロジェクト	一般市民向けの①永保寺での茶会(薄茶一席)及び箏の演奏、②修道院での演奏会2回公演、③ランチカーによるランチの提供、④シャトルバスによる高齢者・障がい者送迎
芸術文化を通じた国際交流事業	海外との芸術文化を通じた交流によって、市民が心豊かになりまちが生き活きとなるためフェスティバルを開催
講演会・写真展	①森のわらべ多治見園の写真展開催、②自然の中での保育活動を実践された方の講演会を開催
多治美人プロジェクト	女性目線から街の魅力の紹介、情報発信をするため、多治見市界隈で活躍する女性を紹介し、写真の展示会を開催
多治見発アイドル創出事業	①事業PRイベントを開催し、募集告知、②オーディションを開催し、アイドル候補生を育成、③最終オーディションで一定の数値を超えた人は多治見市を中心に活動し、多治見市をPRする
平成30年1月～12月に滞在作家の作品展(チャリティー)	チャリティーによる海外陶芸作家作陶展「海のむこうから展」を開催し、収益は多治見市へ寄贈する
バリアを無くそう多治見から「たじみTRY」	「声をかけてくださればお手伝いします」というステッカーを店舗や施設に貼り、店舗利用に困っているすべての人のお手伝いをする
文字トラでいじめのない街、暮らしたい街の実現	小中学生を対象に学校行事、市内の催し物や祭りなどにデザイントラックを派遣・展示することにより、多治見市のPR及びいじめ撲滅を訴えかける

補助実績: マップづくり、ファッションショー、環境教室、野外体験、多治見シャルソン、多治見よさこい、うながっぱ浴衣、里山整備体験、子ども食堂等

### (4) 補助対象にならない事業

次の事業は補助対象となりません。

- ① 多治見市または多治見市が助成する団体の支援制度がある事業
- ② 多治見市または多治見市が助成する団体が実施している他の補助制度や交付金の対象と

なる事業

- ③ 政治、宗教、営利を目的とする事業
- ④ 団体・グループの定例的な活動事業
- ⑤ 団体・グループ及びそのメンバーのみのために行なう事業

## 4. 申請手続

### (1) 申請書の配布

多治見市役所暮らし人権課、市民活動交流支援センター（ぼると多治見）で募集要項・補助金交付申請書を配布します。また、多治見市役所ホームページの暮らし人権課ページからダウンロードしてください。

### (2) 申請書の提出

「多治見市まちづくり活動事業補助金交付申請書」に必要事項をご記入のうえ、暮らし人権課へ提出してください。

**提出期限：令和2（2020）年2月28日（金曜日）**

（市役所閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

☆提出いただいた申請書及び関係資料は、内容を一部抜粋して公開審査会での配布資料としますのでご承知おきください。

☆過去3年間にこの補助金の交付を受けたことのある団体・グループは、今回申請する事業と過去に実施した事業との相違点をまとめ、必ず申請書に添付してください。

## 5. 審査

### (1) 公開審査会

- 開催日時：**令和2（2020）年3月21日（土）** ※開始時間は申請団体数により決定します  
場 所：**市役所本庁舎2階 大会議室**  
※どなたでも参加できます。
- 申請団体の代表者（複数人可）は、事業内容についてプレゼンテーション（5分程度）を行い、審査員から質疑を受けます。  
※発表の順番は、申請書受け付け順とします。
- 審査結果により、各団体・グループに交付する補助金額の合計が予算額を超えた場合は、得点上位の団体から補助交付額を決定し、予算に収まるまで交付額を決定します。
- 審査結果によって、補助交付決定しないことがあります。

### (2) 審査基準

地域活性化への寄与度、地域社会の健全化への寄与度、人と人との交流促進への寄与度、新規の事業、収支の適正度、熱意などを審査します。

#### ◆事業内容に関して

目標、目的がしっかりしているか、実施することによる効果等が明白か、視点の独自性やこ

れまででない創意工夫があるか、収支計画が適正であるか等

◆活動について心がけていることに関して

まちづくり活動に対する熱意や正しい認識があるか。

◆書類に関して

わかりやすく丁寧に作られているか、必要な書類は整っているか、収支の根拠は明確か等。

◆発表に関して

時間内にわかりやすい発表ができたか、質問に対し適切な回答ができたか、書類と発表が大きく異なっていないか等。

## 6. 審査結果

審査結果は多治見市役所暮らし人権課ホームページで公表します。また、審査を受けた団体・グループの代表者には個別に通知します。

## 7. 事業報告

### (1) 報告書の提出

事業終了後速やかに、「多治見市まちづくり活動事業報告書」に必要事項を記入し、活動状況写真及び支出に関わる領収書（コピー可。コピーの場合は、原本との照合をさせていただく場合があります。）を添付のうえ、提出していただきます。

※領収書には宛名、但し書きが必要です。

### (2) 公開報告会での報告

事業を実施した団体の代表者（複数人可）は、報告会に出席し、活動報告を行っていただきます。

※報告書の内容を一部抜粋し、報告会での配布資料とします。

※活動に疑義が生じた場合は、事情をお聞きする場合があります。

### (3) 補助金の支払い

補助金は事業完了後、所定の書類を審査し事業費が確定した段階で、指定された口座に振込みます。

**【注意】 補助金の前払いはできません。**

## 8. 書類提出・問い合わせ先

〒507-8703

多治見市日ノ出町2-15 多治見市役所本庁舎1階

環境文化部 暮らし人権課 暮らしグループ

Eメール：kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp

TEL：直通：0572-22-1134/0572-22-1111（内線1155）／FAX 0572-25-7233

<http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/shiminkatsudo/shien/machizukuri.html>



## 9. その他

令和元年度公開報告会・交流会（事前申し込み不要、どなたでも参加できます）

開催日時：令和2（2020）年2月23日（日）13：30～（受付は13：00からとなります）

場 所：市役所本庁舎2階 大会議室

\*申請時の参考にしてください。